

# 第一百五十四回 参議院経済産業委員会会議録第十三号

平成十四年四月二十五日(木曜日)  
午前十時開会

副大臣 経済産業大臣 平沼 起夫君

委員の異動

四月二十四日 辞任

広野ただし君

四月二十五日 辞任

平野 達男君

補欠選任  
平野 達男君  
広野ただし君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

平野 達男君

広野ただし君

保坂 三藏君

魚住 汎英君

松田 岩夫君

山崎 力君

平田 健二君

本田 良一君

大島 慶久君

加藤 紀文君

小林 温君

近藤 刚君

関谷 勝嗣君

直嶋 正行君

藤原 紀文君

若林 秀樹君

荒木 清寛君

松 あきら君

緒方 靖夫君

西山登紀子君

広野ただし君

法務副大臣 横内 正明君  
財務副大臣 尾辻 秀久君  
厚生労働副大臣 宮路 和明君  
農林水産副大臣 野間 起君  
経済産業副大臣 大島 慶久君  
大臣政務官 国土交通大臣政 菅 義偉君  
事務局側 務官 常任委員会専門員 公正取引委員会 委員長 塩入 武三君  
政府参考人 公正取引委員会事務局 稲葉 泰周君  
事務局側 務官 公正取引委員会事務局 稲葉 泰周君  
公正取引委員会引局長 檜崎 憲安君  
公正取引委員会事務局審査局 上杉 秋則君  
公正取引委員会事務局審査局 原田 晃治君  
公正取引委員会事務局審査局 鈴木 直和君

○委員長(保坂三藏君) 政府参考人の出席要求に  
関する件についてお詫びをいたします。  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に公正取引委員会事務局官房審議官上野宏君、同じく公正取引委員会事務局審査局長上杉秋則君、法務大臣官房審議官原田晃治君及び厚生労働大臣官房審議官鈴木直和君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取ることに御異議ございませんか。

○委員長(保坂三藏君) 御異議ないと認め、さよう決定させていただきます。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(保坂三藏君) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○関谷勝嗣君 わはようございます。

私も、参議院に参りましてから初めての質問でございまして、久々に緊張をしておりますが、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

ございまして、久々に緊張をしておりますが、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

今、公正取引委員会が対処しなければならない事件といいましょうか、事件といいましょうか、

○政府参考人の出席要求に関する件  
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

国務大臣

第九部 経済産業委員会会議録第十三号 平成十四年四月二十五日 [参議院]

そういうようなことが多々起つておると思うわけでございます。

昨日も公正取引委員会から排除命令が出されました丸紅畜産株式会社の問題、あるいはこの不況下の中においていろいろな企業が統合、合併を進めていこうとしておるわけでございますが、その中で、これは三月十五日でございますが、公正取引委員会から問題点があるということで指摘を行つたようでございますが、日本航空とエアシステムの持ち株会社の設立による事業の統合の問題等々ございます。これは、後ほど個々の問題としてまた質問させていただきたいと思っております。

そういうような状況というのは何かといいますれば、不況下、不況な状態における中での公正取引委員会の役務を完全に遂行してもらわなければならぬ。その役務は何かといえば、いかに公正でかつ自由競争の市場を作っていくかということがこの公正取引委員会を作りました、また当初の目的であるわけでございますから、こういう不況下であればあるほど、どうぞ毅然とした、独立した組織であるわけでございまして、何も内閣の影響を受けるものでもありません。したがつて、襟を正してしっかりと御指導をしていただけます。

景気を良くしていくのは、消費を広げていくだけとか、あるいは予算を付けるとか、税制改革をやるとか、あるいは構造改革をやるというようないろいろな問題、そういうものが一つの大きなマグマとなつて初めて景気回復というのができると思うとおりでございますが、こういうときにおいては、特に公正取引委員会のその努力というものが大きく景気の回復に直結をしていると思うわけでございまして、委員長始め皆様方が改めて意識を持つ

ていただいて頑張っていただきたいと、そのように思います。

今、どういいましょうか、バブル経済がはけてもう十三年ほどになるわけでございますが、我が国の企業の競争力の低下というものが喧伝されているわけでございまして、四月十五日でございましたが、格付会社、アメリカでございますが、スタンダード・アンド・プアーズにおきまして日本AからダブルAマイナスというようなことになりました。また、ムーディーズ・インベスター・サービスにおいても昨年十二月にAa2からAa3に格下げをされてしまったということでございました。また、ムーディーズ・インベスター・アンド・プアーズの評価では、キプロス、マルタあるいはチエコと同格になつたというようなことでございまして、これは私は余りにも過小評価されておる点が確かにあります。財務大臣、塩川さんもそういうようなコメントを出しておられましたが、多少、過小評価の面があるにいたしましたが、これからそういうなことがまた元の状態に戻るよう、国際競争力というものを維持していくためにはどうやっていくべきかというこ

とをやつていかなければならぬと思つてございまして、そのためには、構造改革を進めてございまして、そのためにも近づけていくことが必要であろうと思つております。

そういうこと、今の現状を見ましたときに、今までございましたら、不況カルテルといふものを始めとして適用除外のカルテルが多用されました。その不況を切り抜けてきたというのが現状で、今日まであつたと思うわけでございますが、こ

ういうグローバル化された国際競争という状況の中においては不況カルテルというのは逆にマイナスであつて、これからはそういうカルテルでは国際競争には勝つていくことはできないと思つておるわけでございます。

この適用除外カルテルが今まで多用されていましたが、現在はその案件も減少をしておるといふことに伺っておりますが、この不況カルテル制度に關するこれまでの推移、また現状がどうなつておるかということをちょっと今振り返つてみたと思いますので、その推移の経過を御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(鈴木孝之君) お尋ねのありました独占禁止法に基づきます不況カルテル制度についてお答え申し上げます。

平成十一年までございました独占禁止法に基づきます不況カルテル制度は、昭和二十八年に導入されました。これが用いられるようになりましたのは昭和三十一年以降でございまして、これまで延べ三十七品目について実施されておりま

す。この不況カルテル制度は、岩戸景気後の不況が深刻した昭和四十年から四十一年にかけてございまして、生産財に引き続きまして十八品目の広範な分野にわたり実施されました。昭和四十六年不況期には鉄鋼あるいは石油化学工業を中心に十三品目、昭和五十年不況期には五品目、昭和五十二から五十八年の円高の影響等を受けました景気低迷期には合計二十二品目について実施されました。

しかし、その後の我が国経済の順調な回復に伴いまして、昭和五十八年末にそれまでの不況カルテルはすべて終了いたしました。その後、造船関係のカルテルが二件実施されましたが、これが平成元年に終了して以後は実績はなく、平成十一年には不況カルテル制度自体が廃止されておりま

す。申し訳ございませんが、ちょっと訂正させていただきます。

先ほど延べ三十七品目と申しましたが、私

ちょっと申し上げるのを間違えました、三十七品目と申し上げましたかもしませんが、七十三品目でござりますので、訂正させていただきます。

○関谷勝嗣君 ありがとうございます。

この不況克服の対策としては、規制改革などか構造改革を進めて、そこに公正かつ自由な市場を作つて競争を促進するというようなことが今一番重要であるということが今の報告でも理解することができます。

そういう中にありまして、大企業は競争への対応力を付ける必要がございますから、効率化やあるいは得意分野への特化などのため、ますます事業再編、統合とか合併とかいうものを進めていくと思われますが、一方、日本経済の足腰とも言える中小企業の部分を私はしっかりと守つていかな

ければならないと思うわけでございます。中小企業が全体の九九%であるわけでございますから、そういう中にあって、この長期化する景気低迷の影響を受けまして、倒産企業の増加など中小企業の死活問題に直面しているのが現状でございま

す。規制改革の推進も重要なあります

が、規制改革が行われた後の市場において公正かつ自由な競争のための競争条件が確保されなければ、中小企業といふものは大企業の下での隸属化されたものになつていくわけでございまして、堂々と競争していくことができないわけでございます。

それで、不況、デフレという今の経済環境の下で、デフレ対策の観点からも、中小企業に不当な不利益を与える優越的地位の濫用、これは禁止されておるわけでございますが、この優越的地位の濫用や下請法違反行為などの不公正な取引を厳格に規制すべきであると考えておりますが、この点につきまして公正取引委員会の取組を伺いたい

と思います。

○政府特別補佐人(根来泰周君) 全くお説のとおりでございまして、競争、片や競争、自由な競争ということが標榜されておりますけれども、自由な競争の片や、片一方には公正な競争という冠があるわけでございまして、その公正な競争といふのは、御指摘のように、私どもが所管している荷主とオペレーターとオーナーというシステムでございまして、内航海運がどんどん船会社を使わせていただきますということになれるわけでございまして、もう内航海運がどんどん倒産をしてきております。

ですから、この内航海運というのは、荷主とオペレーターがあるだけの、そういう内航海運といふ業態になつてもいいというんであればもうそれ



委員会のお墨付きというかそういうものをもらえば、事後手上手に合併なり統合をやれるというメリットがあるものですから事前の御相談に来られると、それだけ透明化を図るという趣旨ですべて公表しているわけでございます。

JAL、JASの問題につきましてもそういうことで、最近珍しい大型合併でございますので、問題点を指摘して公表したわけであります。この問題については、職員の数も六人ほど増員しておるわけでございますが、これでもなお足りない状況であります。が、足りないところを何とか克服してこれを迅速に処理したいと思っておるわけであります。

ただ、大型合併になりますと、先ほど申されましたように、JAL、JASのような大型合併になりますと、国外の航空業についてどういうふうになつてはいるかとか、あるいは国内のユーバーといいますか消費者の方も問題がありますし、また旅行業者の方の問題もござりますので、そういうところからも十分なヒアリングをする必要がござります。また、当事者からも十分なヒアリングをする必要がございまして、なかなか時間が掛かるということのもこれはまた一方では否定できないところでございます。

このJAL、JASの問題も近々結論を出したいたい、こういうふうに思つておりますが、いずれにせよ、私どもは、迅速、正確ということをモットーといたしまして、こういう企業の合併あるいは統合に対処したいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○関谷勝蔵君 次に、先ほど少し触れさせていただきましたが、食肉などの不当表示の問題についてお伺いたいと思つております。

この不当表示の排除につきましては、先般、例えればチキンですか、丸紅畜産株式会社に対する排除命令というものが出ておるわけでございます。

す。こういうようなものを見ましても、これは大変難しいと思うのでございますが、どういいますか、農林水産省に伺いますと、そういうようなことをチェックする方々も何人かいて、そういう量販店等々においては正しい表示がされておるかどうか、どこの国産であるか、海外の製品であるか等々なども調べる方々もいるそうですが、とにかく何か問題になつてからでないとこれは対処ができないという非常に弱いところもあると思つんです。

それで、今、国会で審議されておりますが、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案というのが出てきておるわけでございまして、これはしかし、公表の彈力化というようなことでございまして、今まででございますと、是正する指示を出して、そして公示すると。それも、公表する場合も相手の了解を得なければ公表ができなかつたという非常にくやむやなところがあつたわけでございますが。そういうようなことで、公表して命令して罰則という形になつておりますのを、この農林水産省が出しております法律の改正案は、いわゆる表示基準違反がありましたらそのことを指示をする。そして、それは相手が公表を認めないとかそういうようなことではなくして、直ちに公表をしますし命令を出す、そして罰則をすると。罰則が、自然人の場合は、以前は五十万円以下の罰金であつたのを、今回是一年以下の懲役又は百万円以下の罰金と。法人であれば、五十万円以下の罰金だったのを、一億円以下の罰金というような非常に強い罰則にはしたわけございますが、こういうようなことを行いましても、やっぱり不況下にあれば、なかなかこれは公正取引委員会のチェックも大変なことだらうと思うわけでござりますが、この不当表示の問題に対してもどのように力強く今後対処をしていくかということをお伺いしたいと思います。

やつておるんだと。ただ、その定員もこの十四年度の予算で四十名でしたが、増員されまして、六百七名になるということではございますが、定員が十分でないというようなことでございまして、これは今後また増員もしていかなければならぬと思いますが、今の六百七名という定員でもって、スピード感を持ってまた対処をしていくべきなと思っております。どうぞひとつ、そういうようなことで、不当表示の問題に対しても、どのように対処するか、御答弁をいただきたいと存ります。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 最近の牛肉の不當表示を見て、私、個人としても大変びっくりしましたのでござります。大企業と言われる範疇の会社がこういう加減なことをしているかというところでびっくりしたわけでございますけれども、そういうものを見るにつけましても、私どももう少し監視の眼を光らせなければ、こういうことは、ひいては消費者の不利益あるいは食品の安全ということに大きな問題を残すというふうに考えているわけでございますが、私どもは、消費者の保護とかあるいは食品の安全ということを直接所管しているわけではございません。これは農林水産省なり旧厚生省がやっているところでございますが、私どもは、独占禁止法ということで、先ほどのお話をに戻りますけれども、やはり不公正な取引方法、要するに取引条件を偽つて消費者をだましたと、こういうことに尽きるわけでござります。いずれにせよ、立法趣旨は違うんでございますけれども、こういう不当表示は、やはり独占禁止法なりいわゆる景表法で厳重に対処しなければならないこととございますが、何しろ、先ほど先生が御指摘がありましたように、人数が少ないということでございますので、全国に消費者モニターというのが千人ぐらいお願ひしているわけでござりますので、そういう民間の方々のお力添えも十分ちょうどいいして、これから万遍漏なきを期していきたいと、こういうふうに考えておるわけでござります。

消費者モニターにつきましても、千人ではなくなかなか足りないということがございますので、将来、この人数も民間協力者ということで増やしていくことも必要であろうと思うわけであります。

いずれにせよ、厳正に対処することには変わりはないわけであります。

○関谷勝嗣君 私の持ち時間がもう余りなくなりましたので、ざるいやり方でございますが、是非聞いておきたいことが二つ残っておりますので、そのことを質問させていただいて、四十二分まででございますから、委員長、四十二分までに答弁をしていただくということでお願いをしたいと思ひます。

その一つは、ちょっと早口で申し上げますが、先ほど言いましたように、荷主といいましょうが、優越した地位の濫用にも関連するわけでございますが、そういう困ったことを公正取引委員会に直訴したいというようなことになりまして、今は公正取引委員会の本部、それから地方組織、合わせて八か所しかないんですね、八か所しかない。私たち四国の田舎では、四国で高松に一か所あるだけでございます。

そういうようなことで、どういいましょうか、訴える場所を、例えば県庁の中に関連の窓口を置くようなこと、これは我々がまたやらなければならぬということで、これは委員長にお願いすることも逆ではあるかもしませんが、もととそういうようなことで相談できる体制を大きく作っていたただきたいということが一つと、それと、今回の法律改正の理由にもありますように、グローバル化された経済というものはどんどんどんどん広がっていくわけでございます。いわゆる国境を越えた今後は違反行為というのが、例えば国際カルテルが増加されてくると思うんですよ。そういうようなことに対して、公正取引委員会は、やつぱり国境を越えた問題でございますから、これは対処の方も非常に難しいと思います。また、ある意味においては限度があるのかと思ひますよ。

その一つとして、この改正案の中に出てきてお

りますけれども、在外者の書類送達規定の整備というものが含まれております。今まで、在外者に對しては、どういましょうか、それで取り締まつた方法がなかった。間に入つておる弁護士に対し

て送達をしても、弁護士から何も返事がなければもうそれ以上の手の施しようがなかつたというこ

とで、今回是在外者への書類送達規定の整備ができたわけでございますが、そういうようなことも含めまして、いわゆる国際カルテルなどが巧妙に私は出でくると思うのでございますが、そういうことに対してどのように対処しようとするのかということをお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○政府特別補佐人(根來泰周君) まず第一点の問題でございますが、やはり私どもが東京に集中しておりますが、地方に出先が少ないということが一つの大きな問題点でございます。

私が言うのはおかしいんですけども、例えば高松にいたしましても、行政改革で支所になつたわけであります。広島も支所になつております。高松に至つては職員は十人ぐらいしかいないのでございます。大体、支所になるということでも私自身は非常に不満でございますが、将来は是非本所にしていただきたいと思っておりますけれども、十人で四国四県を管轄するというのもこれもなかなか大変な話だなと、こういうふうに思つてゐるわけであります。

ですから、一つはやはり役所の人数を増やしていただくこともありますけれども、民間の方々にも大きに御協力いただくということも必要だろうと思つてゐるわけでございます。それで、一つの方策として、各地の商工会議所なり商工会の御協力を得ていろいろ窓口になつていただいているということもございますし、また各県に独立禁止協力委員会というのを委嘱して、この協力委員を通じていろいろ情報をちょうだいしたり御意見をちょうだいしたりというシステムもそういうことで、片や役所、片や民間といふこと

とと、それから最近の情報化の波に乗りましてITを利用していろいろ意見をちょうだいする、こうしたことでのいでいきたいと、こういうふうに思つてゐるわけであります。

それから、一点目の国際問題でございますが、これは国際協定というのは今アメリカと結んでいるわけでございますけれども、こういう協定を広げまして国際的カルテルということにも十分目を光らせていただきたい。その一つのこととして、今回お願いしている書類の送達の改正をお願いしているわけでございます。国際的な問題につきましても、各国と十分協調し、あるいは意見を交換して万遺漏なきを期していただきたいと、こういうふうに考へてお伺いをさせていただきます。

○平田健二君 おはようございます。

公正取引委員会にお尋ねをいたします。

今回の改正の理由についてお伺いをいたしたいと思います。

平成九年の改正で、五年後の見直し条項が今回の改正の理由になつておられるわけですが

れども、持ち株会社規定の運用について自由な事業活動の妨げになつてないかどうか検証する必要があると思っております。どのような総括をされたのか、また同時に、附帯決議についてもどのような総括をされたのか、まずお伺いをしたいと

思います。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 平成九年の持

株会社規定の改正につきましては、現在まで公正取引委員会に報告なり届出があつた持ち株会社は十三社でございまして、いろいろ子細に検討しましたけれども、独立禁止法上の問題が生じたもの

はございません。

また、最近の動向を見ますと、経済のグローバル化等に伴いまして企業が株式の持ち合いを解消させていく動きが認められるということも顕著でございますし、我が国の経済実態に変化の見られることも御承知のとおりでございます。これまでのところ解消されている株式持ち合いは、主として企業集団外の企業との株式持ち合いであるこ

と、あるいは企業集団に属する企業では現在の企業集団が維持継続されるとする見方も多いこと等を踏まえまして、第九条は基本的に維持することが適当であるというふうに考へてお伺いをさせていただきます。

それから、平成九年の改正時の附帯決議の実施につきましては、事業支配力が過度に集中することとなる持ち株会社に関するガイドラインから行政裁量の余地を極力排除することという点につきましては、公正取引委員会としまして、平成九年十二月に、事業支配力が過度に集中することとなる持ち株会社についての考え方を策定、公表しております。例えば、グループの総資産が十五兆円超で、かつ五つ以上の分野で総資産三千億円超の大規模会社がある場合など、事業支配力の過度の集中に当たる場合を具体的に示してあるところでございます。

また、その他の問題はいろいろ、御承知のように、指摘されているわけでございまして、これは衆参両議院からいろいろの指摘がございます。この指摘の内容は必ずしも私どもの所管するところではございませんが、各省府におきまして適切に対処されているものと私どもの方は承知しているわけでございます。

○平田健二君 法務省にお尋ねをいたします。日本興業銀行がいわゆる長銀の問題について奉加帳を回したという問題がございましたし、料亭のおかみに対する乱脈融資、こういったものの責任を問われて株主代表訴訟を起こされた事件がございました。その後また、興銀は株式移転という方法で、現在問題になつておりますみずほホールディングスの子会社となつたわけですが、強制的な株式移転でみずほの株主とされた原告株主は、

東京地裁で提起の資格を失つたとして株主代表訴訟について門前払いをされました。大和銀行の訴訟でも同様のことが起きて原告が和解を急いだところ、こういうこともありました。

代表訴訟を起こされたら、持ち株会社を設立し

さらに、事業会社の経営者は株主から何らチエックを受けないということになるわけです。このことについて法務省はどういうお考えをお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(原田昇治君) 御指摘のとおり、代表訴訟を提起した株主が、その会社が株式移転をしたということで係属中の株主代表訴訟の原告適格を失う、このような判断を示した東京地方裁判所第一審の裁判例が一件ございます。ただ、この点につきましては、一方で、その株主の原告適格は維持されるとする有力な学説もあるところでございまして、見解が分かれているところでござります。

委員御指摘のよう、株式移転というものは基本的な会社の在り方を変更する制度でございますので、取締役がその責任追及を免れると、そういう目的のためだけにこれを利用するということはこれはあつてはならないことであろうと、このよう

に思つております。

仮に、しかし、今申し上げましたような一審判決があるということで、そのような責任追及を免れるために株式移転を行うというようなことが行われた場合でございますが、現行法の仕組みで申し上げますと、株主である親会社からその完全子会社となつた会社の取締役の責任を追及するといふことにならうかと思われます。仮に、完全親会社の取締役がその責任の追及を怠るということになりますと、そのこと自体が親会社における株主から親会社の取締役に対する株主代表訴訟提起の理由になり得るものと、このように考えられます。

現行法の仕組みとしては、株主の利益は今申し上げましたような方法で保護されると、このような形を取つておるということでござります。

○平田健二君 更に法務省にお聞きしますが、企業の一部門を子会社化したり新しい会社を子会社にするという例が多くなつておりますけれども、親会社が子会社を支配する、利益を吸収する、役員を派遣する、融資を行い、結果的に破綻に陥った場合、この親会社は損害賠償以外のどんな

法的な責任を問われますか。

○政府参考人(原田晃治君) 親会社が子会社に対する影響力を行使し、その結果、子会社が損害を負う、若しくは倒産するというような場合の親会社の責任ということをございますが、基本的には、今、委員御指摘のように、損害賠償責任を負担する場合は当然あります。

それに加えて、商法の規定上の行政罰でございまして過料の規定、これが適用あるかどうかということでござりますけれども、商法上の行政罰である過料の規定は、株主等を保護するために業務執行等に当たる取締役等の機関に対して科せられるというものでございまして、この関係でございますと、親会社は子会社にとっては大きな株主でありますが、単なる株主であるということでその機関のものではございませんので、商法上の過料の対象とはならないと、こういうことにならうかと思います。

○平田健二君 法務省にもう一回お尋ねをいたしますけれども、最近、民事再生法、会社更生法の申請、そして戦後一番目と言われる企業倒産が起きておるわけでござりますけれども、法務省では、倒産法制度で労働債権の位置付けについて順位を上げるということが先日報道されておるんですけれども、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(原田晃治君) 破産手続における各種債権の弁済に関する優先順位についてのお尋ねだろうと思ひます。これは、民法等のいわゆる実体法で定められた権利の優先関係、これを反映しております。御指摘の労働債権につきましては、優先破産債権として最も優先するのが財団債権でございますが、その財団債権に次ぐ順位を与えられているというのが現行法の規定ぶりでござります。

現在、破産法等の全面的な見直しにつきましては、法制審議会の倒産法部会の中に破産法分科会が設けられておりまして、そこで審議が行われております。この分科会におきましては、破産手続におけるそれぞれの債権の優先順位に関しても検討をしております。

法務省といしましては、この点に関する問題も含め、今年の秋には破産法等の見直しのための中間的な試案を取りまとめる予定にしておりまます。その後、パブリックコメントを得て、平成十五年内に破産法等の見直しに関する法案を提出する予定でございます。

○平田健二君 その労働債権の格上げといいますか、位置を租税公課と同等にするというような情報、報道されておるんですが、この点についてはまだ検討されていないんでしょうか。

○政府参考人(原田晃治君) 労働債権につきましては、破産宣告前の未払給料債権、それから退職手当の請求権、これらにつきまして、破産宣告前の未払給料債権について、例えは破産宣告前の一定期間に内に生じたものを、先ほど申し上げました財団債権することはどうかと、このようなことが検討されておりますし、退職手当の請求権につきましても、退職前の一定期間の給料の総額に相当する額又は退職手当の額の一定割合に相当する額のうちいすれか多い額を限度として、これを例えば財団債権にするということはどうか、このようなことについて現在検討がされているというのが現状でござります。

○平田健二君 法務省、どうもありがとうございました。これで私質問を終わりたいと思います、法務省に関する。どうぞお引き取りいただいて結構です。

次に、厚生労働省にお伺いをいたします。

五年前にこの独禁法改正が行われたわけですが、私はそのときに、労働契約や労働条件に関する重要な事項が持ち株会社の意向に左右され当該企業の労使交渉では解決できない事態を招くのではないかと指摘をいたしました。特に、持ち株会社の事業主への使用者性の付与、団体交渉応

諾の義務、労働協約の拡大適用など、講じなければならない課題を指摘をいたしました。

厚生労働省は、その後、労使関係懇談会を開催し、中間取りまとめを公表しておりますが、結局、その問題は先送りをし、引き続き検討すると、こ

ういうふうになつておりますけれども、労働者の権利、五年前にここで、ちょうど当時、松原さんでしたかと相当やり合いをさせていただきましたけれども、労働者の権利を守るということの附帯権利もあつたはずですね、検討すべきだという。

そのことがあつたと思ひますけれども、働く人の権利を守る必要はないというふうに思つておるんじやないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鈴木直和君) ただいま五年前の電話が出てまいりましたが、五年前御審議があつて、その中で附帯決議も付されております。その附帯決議を踏まえて、先ほどお話ししました持ち株会社の解禁に伴う労使関係懇談会、これを設置しまして、そこには労使関係者も入つております。その中で中間取りまとめをいたしました。

○政府参考人(鈴木直和君) たゞいま一度、済みません、お聞かせください。

○政府参考人(鈴木直和君) 御指摘のように、中間報告は十一年十二月、それから日にちもたつております。その間、中間報告の段階ではまだ少なかつた持ち株会社、増えているという事実もございます。

そういうことも踏まえて、今年度、そういうふうなことは一般的の親会社等との関係に比べるとより少ないと考えられる、ただ、団体交渉の当事者として持ち株会社の使用者性が問題となるケースについて、子会社の労働組合との関係において問題を生じることは一般的の親会社等との関係に比べるとまた、これまでの判例の積み重ね等を踏まえます。斯については、これまでの判例の積み重ね等を踏まえた現行法の解釈で対応するのが適当と書いております。

ただ、同時に、この中間報告では、引き続きフローアップということも書いてありますので、そ

ういったフォローアップについても実態を踏まえた対応を考えていかないと考へております。

○平田健二君 五年前は、ちょうどあれは朝日放送の事件を例に挙げてお話をさせていただいたところ

社の使用者性の付与、これが争われたわけですね。二十年掛かっておるわけですね、あの事件は、それが団体交渉をする相手なのか、それを決めるだけ二十年掛かっておるわけですよ。

やっぱり私は、労働省があるというのがやっぱ

り労働者の権利を守るためにお役所だと思っていて、厚生労働省、やつぱり五年前にそういういつた指摘があつて、何らかの進展を今日この事態でやつぱり私は、労働省があるというのがやっぱ

た、極端な事例でしようけれども、こういったことが起きておるという報道がされております。中には、人員整理目的で子会社を破綻させる場合も考えられます。そこで親会社に対する法的な罰則は全くありません。

この場合、働く者、労働者の権利をどのように守るのか、親会社に雇用の継続を要請できるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木直和君) 今、二つの御指摘がございました。

転籍の問題については、これ從来から転籍については本人の同意が必要という判例もありまして、そういったものに基づいて具体的に対応がなされるべきと考えております。

それから、人員整理を目的とした子会社の設立、そういう御指摘だろうと思うんですが、これにつきましては、これも個別の状況を見て判断する必要があるとは考えておりますが、一般的にいまとく、そういう組織再編が人員削減のみを理由とした例えは偽装解散等に該当するというような場合には、判例上、法人格否認の法理等を用いることによりまして存続会社に雇用の承継を認める等の解決がなされていくと、そういう実態でございます。

○平田健二君 先ほどもお話をありましたけれども、根來委員長にお伺いをしたいんですが、日本航空と日本エアシステムの経営統合の問題について、公正取引委員会は事前審査の過程で計画の問題について公表されました。透明性を高めるという努力をされているわけですから、事前調査の経緯について御報告をいただきたいと思います。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 先ほどもお答えいたしましたけれども、両社が統合するということを公表しましてから、私どもに事前の相談がございました。要するに、独占禁止法の第十条に触れるかどうかという問題でございます。

そこで、私どもの方は、関係者からいろいろ意見をちょうだいいたしまして、三月十五日に両社

に対しまして、十条違反のおそれがある旨の問題点の指摘を行つたところでございます。

細かく申しますと四点ばかりあるわけでござりますが、御承知のように、現在三社、大手三社が国内航空業を経営しているわけでございますが、ほかの業種と違いまして国際的な競争というの 국내ではないわけであります。そういうことで、この三社が二社になるということは、結局、実質的な競争制限ということになる、あるいは過去の事例に照らしましても、運賃の同調的値上げといふことも起こり得ることになりますので、そういういろいろの問題がありますよということを両社に申し上げ、また一般にも公表したわけであります。

これに対して両社がどういう対応をするかといふことは、一つは、こういう統合計画を御算定にして第三の道を選ぶとともに一つありますよし、私どもの提出した課題を解決するといふのも一つでしょし、また私どもの見解に従わないということは、一つは、こういう統合計画を御算定をして第三の道を選ぶとともに一つありますよし、私どもの見解に従わないということも一つだけです。

そういうことを提出てきて、現在、それに対して検討を加えているところでございますが、近く結論を出す予定にしております。

○平田健二君 合併の問題で、問題点が四点ほど今出されましたけれども、公正取引委員会としてはそういうことなんでしょうが、あの中に、新聞報道によりますと、合併することによって三千人からの勤いでいる人の合理化が提起をされているといいますか、報道されておるんですけれども、人間の合理化、働く人の合理化については、公正取引委員会に検討しなさいということ、なかなか難しいと思いませんけれども、判断の基準には入っていらないということでしょうか。

○政府特別補佐人(根來泰周君) まあこれは大変言いくらいの話であります、言葉を選んで申し上げさせていただきますけれども、独占禁止法は、そういう要素について私どもが検討する、判断の

要素に入れるということを認めていないわけでございます。これはいろいろの問題についてもそう

でございますけれども、私どもは、経済が有機的に展開しているのですから、雇用について、私ども

でも職員も、みんななるんだろうかという心配はしますけれども、非常に端的に申しますと、

合併あるいは統合の中に雇用ということに

ついては外側にあるということしかお答えできないのも遺憾とどるところであります。

○平田健二君 厚生労働省にお尋ねをいたしますが、今回のこの統合案ですね、統合する前提として合理化が提案をされていると思いますね、数字では三千人というようになっていますが。

○政府参考人(鈴木直和君) 今御指摘の問題は、統合することによって人員が三千人合理化され

る、そのことについて厚生労働省として何か指導されたとかいうのはございませんか。

○政府参考人(鈴木直和君) 今御指摘の問題は、

新聞報道等は承知しておりますが、いずれにして

もこれから問題だらうと考えております。

この問題について考える場合には、経済社会が

大きく転換する中で企業がその存続を図るために雇用調整を行ふ、そういうことはあり得るもの

と考へております。ただ、そうした場合において

も、企業としては、安易な雇用調整に走るという

ことはではなくて、やはり失業の予防とか雇用の安

定に最大限努力すべきものと考へております。そ

れからまた、仮に労働者が離職を余儀なくされる

場合であつても、企業がその再就職を支援してい

くことが重要であるというふうに考へております。

この問題は、私どもとしては雇用の安定という

観点から最大限取り組んでいきたいと考へておりますが、必要があればそういう関係省庁とも連携は取つていただきたいと考へております。

○平田健二君 それでは、公正取引委員会にまたお尋ねをいたしますが、中小売商業振興法施行規則の改正について、昨年の十月の調査結果、さらには規制改革の推進に関する第一次答申を踏まえ、三十日にフランチャイズチェーン事業に関する施行規則の改正が施行されますけれども、私も今回この質問に立つということで、いわゆる本部

改正がやや遅きに失したかなというふうに思つておりますけれども、改正の端緒となつた公取委の十月の調査結果についてお尋ねをいたしたいと

思います。

○政府参考人(橋崎憲安君) 昨年十月、フラン

チャイズシステムの代表的なコンビニエンスストアにつきまして調査をして、調査結果を公表した

ところでございますけれども、その調査によりま

れによつて利益を得る、一番手っ取り早いのは人間の合理化ですよ。もうそれが見え見えですね、これ。

こういったことに對して、公正取引委員会は、当然これは人員整理の問題は検討することはないと考へます。これは、やはり國として、各それぞれ関連の、国土交通省も厚生労働省も、公正取引委員会も、こんな大量な合理化が出るという統合についていかがなものが、議論をやはり私はすべきだと思つておりますが、厚生労働省はどういう

要素に入れるということを認めていないわけでござります。これはいろいろの問題についてもそう

でござりますけれども、私どもは、経済が有機的に

展開している中で競争というところを取り取つてやつっているのですから、雇用について、私ども

でも職員も、みんななるんだろうかという心

配はしますけれども、非常に端的に申しますと、

合併あるいは統合の中に雇用ということに

ついては外側にあるということしかお答えできな

いのも遺憾とどるところであります。

○平田健二君 厚生労働省にお尋ねをいたしますが、今回この統合案ですね、統合する前提とし

て合理化が提案をされていると思いますね、数字では三千人というようになっていますが。

○政府参考人(鈴木直和君) 今御指摘の問題は、

新聞報道等は承知しておりますが、いずれにして

もこれからの問題だらうと考えております。

この問題について考える場合には、経済社会が

大きく転換する中で企業がその存続を図るために

雇用調整を行ふ、そういうことはあり得るもの

と考へております。ただ、そうした場合において

も、企業としては、安易な雇用調整に走るという

ことはではなくて、やはり失業の予防とか雇用の安

定に最大限努力すべきものと考へております。そ

れからまた、仮に労働者が離職を余儀なくされる

場合であつても、企業がその再就職を支援してい

くことが重要であるというふうに考へております。

この問題は、私どもとしては雇用の安定という

観点から最大限取り組んでいきたいと考へておりますが、必要があればそういう関係省庁とも連

絡めて重要と考へております。ただ、一方で、企業の生き残りのために雇用調整をやらざるを得ない、そういう場面も出てくるんだろうというふうに考へております。

この問題は、私どもとしては雇用の安定という

観点から最大限取り組んでいきたいと考へておりますが、必要があればそういう関係省庁とも連

絡めて重要と考へております。ただ、一方で、企業の生き残りのために雇用調整をやらざるを得ない、そういう場面も出てくるんだろうというふうに考へております。

○平田健二君 それでは、公正取引委員会にまたお尋ねをいたしますが、中小売商業振興法施行規則の改正について、昨年の十月の調査結果、さらには規制改革の推進に関する第一次答申を踏まえ、三十日にフランチャイズチェーン事業に関する施行規則の改正が施行されますけれども、私も今回この質問に立つということで、いわゆる本部

改正がやや遅きに失したかなというふうに思つておりますけれども、改正の端緒となつた公取委の十月の調査結果についてお尋ねをいたしたいと

思います。

○政府参考人(橋崎憲安君) 昨年十月、フラン

チャイズシステムの代表的なコンビニエンスストアにつきまして調査をして、調査結果を公表した

ところでございますけれども、その調査によりま

れによつて利益を得る、一番手っ取り早いのは人間の合理化ですよ。もうそれが見え見えですね、これ。

こういったことに對して、公正取引委員会は、

当然これは人員整理の問題は検討することはないと考へます。これは、やはり國として、各それぞれ

関連の、国土交通省も厚生労働省も、公正取引委員会も、こんな大量な合理化が出るという統合につ

いていかがなものが、議論をやはり私はすべきだと思つておりますが、厚生労働省はどういう

要素に入れるということを認めていないわけでござります。これはいろいろの問題についてもそう

でござりますけれども、私どもは、経済が有機的に

展開している中で競争というところを取り取つてやつているのですから、雇用について、私ども

でも職員も、みんななるんだろうかという心

配はしますけれども、非常に端的に申しますと、

合併あるいは統合の中に雇用ということに

ついては外側にあるということしかお答えできな

いのも遺憾とどるところであります。

○平田健二君 厚生労働省にお尋ねをいたしますが、今回この統合案ですね、統合する前提とし

て合理化が提案をされていると思いますね、数字では三千人というようになっていますが。

○政府参考人(鈴木直和君) 今御指摘の問題は、

新聞報道等は承知しておりますが、いずれにして

もこれからの問題だらうと考えております。

この問題について考える場合には、経済社会が

大きく転換する中で企業がその存続を図るために

雇用調整を行ふ、そういうことはあり得るもの

と考へております。ただ、そうした場合において

も、企業としては、安易な雇用調整に走るという

ことはではなくて、やはり失業の予防とか雇用の安

定に最大限努力すべきものと考へております。そ

れからまた、仮に労働者が離職を余儀なくされる

場合であつても、企業がその再就職を支援してい

くことが重要であるというふうに考へております。

この問題は、私どもとしては雇用の安定という

観点から最大限取り組んでいきたいと考へておりますが、必要があればそういう関係省庁とも連

絡めて重要と考へております。ただ、一方で、企業の生き残りのために雇用調整をやらざるを得ない、そういう場面も出てくるんだろうというふうに考へております。

この問題は、私どもとしては雇用の安定という

観点から最大限取り組んでいきたいと考へておりますが、必要があればそういう関係省庁とも連

絡めて重要と考へております。ただ、一方で、企業の生き残りのために雇用調整をやらざるを得ない、そういう場面も出てくるんだろうというふうに考へております。

○平田健二君 それでは、公正取引委員会にまたお尋ねをいたしますが、中小売商業振興法施行規則の改正について、昨年の十月の調査結果、さらには規制改革の推進に関する第一次答申を踏まえ、三十日にフランチャイズチェーン事業に関する施行規則の改正が施行されますけれども、私も今回この質問に立つということで、いわゆる本部

改正がやや遅きに失したかなというふうに思つておりますけれども、改正の端緒となつた公取委の十月の調査結果についてお尋ねをいたしたいと

思います。

○政府参考人(橋崎憲安君) 昨年十月、フラン

チャイズシステムの代表的なコンビニエンスストアにつきまして調査をして、調査結果を公表した

ところでございますけれども、その調査によりま

れによつて利益を得る、一番手っ取り早いのは人間の合理化ですよ。もうそれが見え見えですね、これ。

こういったことに對して、公正取引委員会は、

当然これは人員整理の問題は検討することはないと考へます。これは、やはり國として、各それぞれ

関連の、国土交通省も厚生労働省も、公正取引委員会も、こんな大量な合理化が出るという統合につ

いていかがなものが、議論をやはり私はすべきだと思つておりますが、厚生労働省はどういう

要素に入れるということを認めていないわけでござります。これはいろいろの問題についてもそう

でござりますけれども、私どもは、経済が有機的に

展開している中で競争というところを取り取つてやつているのですから、雇用について、私ども

でも職員も、みんななるんだろうかという心

配はしますけれども、非常に端的に申しますと、

合併あるいは統合の中に雇用ということに

ついては外側にあるということしかお答えできな

いのも遺憾とどるところであります。

○平田健二君 厚生労働省にお尋ねをいたしますが、今回この統合案ですね、統合する前提とし

て合理化が提案をされていると思いますね、数字では三千人というようになっていますが。

○政府参考人(鈴木直和君) 今御指摘の問題は、

新聞報道等は承知しておりますが、いずれにして

もこれからの問題だらうと考えております。

この問題について考える場合には、経済社会が

大きく転換する中で企業がその存続を図るために

雇用調整を行ふ、そういうことはあり得るもの

と考へております。ただ、そうした場合において

も、企業としては、安易な雇用調整に走るという

ことはではなくて、やはり失業の予防とか雇用の安

定に最大限努力すべきものと考へております。そ

れからまた、仮に労働者が離職を余儀なくされる

場合であつても、企業がその再就職を支援してい

くことが重要であるというふうに考へております。

この問題は、私どもとしては雇用の安定という

観点から最大限取り組んでいきたいと考へておりますが、必要があればそういう関係省庁とも連

絡めて重要と考へております。ただ、一方で、企業の生き残りのために雇用調整をやらざるを得ない、そういう場面も出てくるんだろうというふうに考へております。

この問題は、私どもとしては雇用の安定という

観点から最大限取り組んでいきたいと考へておりますが、必要があればそういう関係省庁とも連

絡めて重要と考へております。ただ、一方で、企業の生き残りのために雇用調整をやらざるを得ない、そういう場面も出てくるんだろうというふうに考へております。

○平田健二君 それでは、公正取引委員会にまたお尋ねをいたしますが、中小売商業振興法施行規則の改正について、昨年の十月の調査結果、さらには規制改革の推進に関する第一次答申を踏まえ、三十日にフランチャイズチェーン事業に関する施行規則の改正が施行されますけれども、私も今回この質問に立つということで、いわゆる本部

改正がやや遅きに失したかなというふうに思つておりますけれども、改正の端緒となつた公取委の十月の調査結果についてお尋ねをいたしたいと

思います。

○政府参考人(橋崎憲安君) 昨年十月、フラン

チャイズシステムの代表的なコンビニエンスストアにつきまして調査をして、調査結果を公表した

ところでございますけれども、その調査によりま

れによつて利益を得る、一番手っ取り早いのは人間の合理化ですよ。もうそれが見え見えですね、これ。

こういったことに對して、公正取引委員会は、

当然これは人員整理の問題は検討することはないと考へます。これは、やはり國として、各それぞれ

関連の、国土交通省も厚生労働省も、公正取引委員会も、こんな大量な合理化が出るという統合につ

いていかがなものが、議論をやはり私はすべきだと思つておりますが、厚生労働省はどういう

要素に入れるということを認めていないわけでござります。これはいろいろの問題についてもそう

でござりますけれども、私どもは、経済が有機的に

展開している中で競争というところを取り取つてやつているのですから、雇用について、私ども

でも職員も、みんななるんだろうかという心

配はしますけれども、非常に端的に申しますと、

合併あるいは統合の中に雇用ということに

ついては外側にあるということしかお答えできな

いのも遺憾とどるところであります。

○平田健二君 厚生労働省にお尋ねをいたしますが、今回この統合案ですね、統合する前提とし

て合理化が提案をされていると思いますね、数字では三千人というようになっていますが。

○政府参考人(鈴木直和君) 今御指摘の問題は、

新聞報道等は承知しておりますが、いずれにして

もこれからの問題だらうと考えております。

この問題について考える場合には、経済社会が

大きく転換する中で企業がその存続を図るために

雇用調整を行ふ、そういうことはあり得るもの

と考へております。ただ、そうした場合において

も、企業としては、安易な雇用調整に走るという

ことはではなくて、やはり失業の予防とか雇用の安

定に最大限努力すべきものと考へております。そ

れからまた、仮に労働者が離職を余儀なくされる

場合であつても、企業がその再就職を支援してい

くことが重要であるというふうに考へております。

この問題は、私どもとしては雇用の安定という

観点から最大限取り組んでいきたいと考へておりますが、必要があればそういう関係省庁とも連

絡めて重要と考へております。ただ、一方で、企業の生き残りのために雇用調整をやらざるを得ない、そういう場面も出てくるんだろうというふうに考へております。

この問題は、私どもとしては雇用の安定という

観点から最大限取り組んでいきたいと考へておりますが、必要があればそういう関係省庁とも連

絡めて重要と考へております。ただ、一方で、企業の生き残りのために雇用調整をやらざるを得ない、そういう場面も出てくるんだろうというふうに考へております。

○平田健二君 それでは、公正取引委員会にまたお尋ねをいたしますが、中小売商業振興法施行規則の改正について、昨年の十月の調査結果、さらには規制改革の推進に関する第一次答申を踏まえ、三十日にフランチャイズチェーン事業に関する施行規則の改正が施行されますけれども、私も今回この質問に立つということで、いわゆる本部

すと、例えば加盟店を募集する際における本部の情報開示、例えばロイヤルティーの算定方法、非常に複雑でございますけれども、その算定方法に常に複雑でござりますけれども、その算定方法に関する情報の開示が必ずしも十分ではない、あるいは中途解約をする場合に違約金が課されるわけですけれども、どういう条件の下に違約金が課されるかどうかということの事前の情報が必ずしも十分ではないという情報開示が不十分であるといった点、それからいつたん契約関係に入った後、例えば加盟店の了承を得ずに一方的に仕入れ商品、数量を発注したり、あるいは最近新しいATMとか新規事業が行われるわけですから、その新規事業の導入を余儀なくさせるというふうな優越的地位の濫用と思われるような行為が認められたわけでございます。

そういうたった調査結果から認められました問題点を本部に対して指摘して、情報の開示の徹底あるいは独占禁止法の遵守体制の整備といったことを要請をしたところでございます。

○平田健二君 公正取引委員会はそのフランチャイズのガイドラインについて見直しを進めておられますけれども、見直しの要点について御説明をいただきたいと思います。

○政府特別補佐人(根本泰周君) 先ほど取引部長がお答えいたしましたように、フランチャイズ問題についても、この委員会あるいは他の委員会でいろいろ問題を指摘、提起されているわけでございまして、そういうことを踏まえまして、昨年の調査をしたわけでございます。これも優越的地位の問題がございまして、どこまで調査したかといふうに反問されるとなかなかつらいところもあるのでござりますが、私どもの方はできるだけ多くの調査をしたつもりでおるわけでございます。

その調査に基づきまして、フランチャイズのガイドラインというものを改定して、ヒアリングをし、かつこれを公表したわけでございますが、その内容をかいづまんで申しますと、先ほど取引部長が申し上げた点と裏腹になるわけでございますけれども、まず本部の加盟店募集に係る勧説方法

すと、例えば加盟店を募集する際における本部の情報開示、例えばロイヤルティーの算定方法、非常に複雑でござりますけれども、その算定方法に常に複雑でござりますけれども、その算定方法に関する情報の開示が必ずしも十分ではない、あるいは中途解約をする場合に違約金が課されるわけですけれども、どういう条件の下に違約金が課されるかどうかということの事前の情報が必ずしも十分ではないという情報開示が不十分であるといった点、それからいつたん契約関係に入った後、例えば加盟店の了承を得ずに一方的に仕入れ商品、数量を発注したり、あるいは最近新しいATMとか新規事業が行われるわけですから、その新規事業の導入を余儀なくさせるというふうな優越的地位の濫用と思われるような行為が認められたわけでございます。

そういうたった調査結果から認められました問題点を本部に対して指摘して、情報の開示の徹底あるいは独占禁止法の遵守体制の整備といったことを要請をしたところでございます。

○平田健二君 公正取引委員会はそのフランチャイズのガイドラインについて見直しを進めておられますけれども、見直しの要点について御説明をいただきたいと思います。

○政府特別補佐人(根本泰周君) 先ほど取引部長がお答えいたしましたように、フランチャイズ問題についても、この委員会あるいは他の委員会でいろいろ問題を指摘、提起されているわけでございまして、そういうことを踏まえまして、昨年の調査をしたわけでございます。これも優越的地位の問題がございまして、どこまで調査したかといふうに反問されるとなかなかつらいところもあるのでござりますが、私どもの方はできるだけ多くの調査をしたつもりでおるわけでございます。

その調査に基づきまして、フランチャイズのガイドラインというものを改定して、ヒアリングをし、かつこれを公表したわけでございますが、その内容をかいづまんで申しますと、先ほど取引部長が申し上げた点と裏腹になるわけでございますけれども、まず本部の加盟店募集に係る勧説方法

について、独占禁止法上違反行為の未然防止を図るという観点から加盟店希望者に開示することが望ましい事項を追加、拡充して、加盟店募集に係る本部の取引方法が欺瞞的顧客誘引に該当するかどうかの判断のための考慮事項を追加したところでございます。

それから二番目は、これは契約締結後の本部と加盟店との取引について、フランチャイズ契約の内容や本部の行為が優越的地位の濫用に該当する場合を具体的に例示しております。例えば、先ほど申しましたような取引先の制限とか仕入れ数量の制限、見切り販売の制限あるいは新規事業の導入の強制というようなところを追加いたしました。

結局、このガイドラインは、業者あるいは事業者団体に対して十分周知して遗漏のないようにしたいと考えております。

○平田健二君 私もびっくりしたんですねが、麹町の宿舎があるんですねけれども、私は麹町の宿舎に住んでおるんですが、新宿通り側に出たら真正面にあるんですね、チャーンストアが、コンビニが。それから約左に百五十メートルぐらいうつたら同じマークの同じコンビニストアがあるんです。私もいろいろ問題を指摘、提起されているわけでございまして、そういうことを踏まえまして、昨年の調査をしたわけでございます。これも優越的地位の問題がございまして、どこまで調査したかといふうに反問されるとなかなかつらいところもあるのでござりますが、私どもの方はできるだけ多くの調査をしたつもりでおるわけでございます。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。</p

債権債務を相殺し、さらにロイヤルティーを引いた金額を次の月に加盟店に支払う、あるいは加盟店はそこから人件費、光熱費等、諸費用を支払うことになるわけでござりますけれども、人件費等を支払うのに、加盟店側の勘定がマイナスとなる場合は本部から自動的に不十分の金額が融資されます、このような内容になっているところでござります。

○平田健二君 どうもありがとうございました。  
次に、一般集中規制について公正取引委員会に  
お尋ねいたします。

今回の改正は、一般集中規制の緩和が含まれておるわけですけれども、その規制の根柢そのものが現在希薄になつてゐるんではないかなというふうに思つております。また、グローバル化の中で、一般集中規制については撤廃した方がよいとの意見もござります。しかし、先ほど御指摘させていただきましたように、労働者の権利の侵害につながる心配もございます。

そこで、委員長にお尋ねいたしますが、一般集中規制の意義についてはどのようにお考えになつてゐるのか、お尋ねをいたしたいと 思います。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 一般集中規制と

いう言葉の内容でございますが、国民経済全体における特定企業グループへの経済力集中等を防止するものであります。競争が行われる基盤を整備することによって市場メカニズムが十分に機能するようとするための規定であるというふうに理解されていいるところであります。

それでは、現在、その一般集中規制というのをやめたらどうかという御意見について、確かに専門家の中にもそういう御意見があるわけでございますが、なお私どもがその一般集中規制を置いておくという理由でございますけれども、我が国の経済実態は確かにおつしやるようだに大きく変化しているのでございます。ですから、将来は何とも申しかねますけれども、現時点では大規模な企業グループの存在あるいは株式保有を通じた企業グループの存在、株式保有を通じた取引関係の維持

強化という状態もなお続いているわけでござりますので、今直ちにこの一般集中規制をなくすといふのは時期尚早というものではなかろうかといふふうに考えております。  
先ほど挙げましたような事柄が解消され、また企業倫理が確立された暁には一般集中規制というのをなくしても大丈夫だらうと思いますけれども、現時点ではまだそこまで徹底するわけにはまらないといふふうに考えておるわけでございまます。

ただ、実務上、下請法を運用していくにつきましては、まだいろいろ問題がございまして、そういう問題を踏まえまして、役務の取引の実態調査、その他の問題についていろいろ実態調査も行っているところでございますので、実態調査が終わつた時点でお願いするべきところはお願いしたいと、こういうふうに考えております。

○平田健一君 これは各派の皆さんにお願いしたいんですが、御承知のように、中小企業、大企業、なにかといふ深刻な状況です。是非この私ども民主党案を今国会で審議していただくように、是非御協力をお願いをしておきたいと思います。

とが可能となることから、銀行、保険会社による  
ます創業支援の機会を拡大する効果があるものと  
考えております。

○平田健二君 次に、公正取引委員会強化とい  
ますかについて質問させていただきます。

公正取引委員会は違反行為を犯罪として積極的  
に告発することが期待されておりますけれども、  
実際には、平成二年に告発方針を公表して以来、  
刑事告発は六件にとどまつておるわけですね。平  
成十二年度は二十五件の事件の審査をしたにもか  
かわらず告発された事件は一件もない。ほとんど  
が行政的手法によって処理をされておる。告発方  
針

今お話を若干ございましたが、景気がこんな悪い中で中小企業は大変深刻な状況になつておるの御承知のことおりでありまして、さらに、優越的な地位の濫用に加えて不当廉売も年々増えてきておると。昨年度は千件以上に達しているという報告がございます。また、下請法違反の件数も毎年千件を超しておると。看過できない状況になつてきております。

法の徹底は当然のことですけれども、法の不備を是正することもまたこれ必要だと思います。昨年の臨時国会の最終日に、本委員会でも私ども民

次に移ります。銀行、保険会社による創業支援の必要性についてお尋ねをいたします。本改正案の、関連してお聞きしたいんですが、厳しい経済状況が続く中で我が国の国際競争力の強化や雇用創出のためには、起業、起こす業ですしね、起業や新産業の創出が欠かせません。しかしそのためには金融面でのバックアップが当然必要ですし、銀行、保険会社等がある程度資本参加ができるようになりますけれども、御説明をいたさざといされておりまますけれども、御説明をいたさざとい

針には合致しない、そういうたがいもあるつかと思ひます。が、これは制度上問題があるんではなかなと。

付け加えますと、根來委員長が公正取引委員会の委員長に就任されて私ども期待したんです。検察出身の根來委員長が公取の委員長になられたので、これからはびしひ告発するなどいうふうに期待をしておつたんですが、どうも期待外れだなという感じも、余談ですが、しておるんですが、いかがでしようか。

正、提案をいたしましたけれども、提案だけでは終りました。

改正の主な内容は御承知のとおりと思いますが、対象の業種を知的成果物や役務提供へ拡大すること、親事業と下請事業者の関係を規定した資本区分を細分化すること、また親事業者に対する遵守事項を設け、違反者に対し勧告・公表を行うようになります。そして罰則の強化などですけれども、この私たち民主党が提出した改正案について、公正取引委員会はどうのような見解をお持ちか、お尋ねいたしたいと思います。

○政府特別補佐人根來泰周君 私ども、改正案、下請の改正案について十分拝読いたしました。一つの御見解であり、前進した御見解であると私どもも理解しているわけでございます。

○政府参考人(鈴木孝之君) 創業支援の観点を含めまして、現在でも中小企業等投資事業有限責任組合につきましては第十一条の適用除外が設けられておるところでございます。ただし、これは投資対象が未上場・未登録企業であること等に制限されております。このため、証券市場に上場後、創業支援という観点から例えばベンチャーエンターナメントとして投資するためには民法組合によりファンドを組成せざるを得ないケースが増加しておりますことから、独占禁止法上問題を生ずるおそれのない一定の民法組合に関して第十一条の適用除外規定を新設したものでございます。

この改正によりますれば、銀行、保険会社が一定の民法組合を通じてベンチャーエンターナメントに投資をする場合に5%又は10%超の議決権を保有するこ

(政事本末方報伝人(林外泰基君) 大勢議行を要す) りまして申し訳ないと思つております。  
これは、私は両方の社会におりましたので、申し上げると一時間も二時間も申し上げることにならるのでそれははしょらせていただきますけれども、若干、法律の仕組みの上で違うところがあると思うわけであります。  
一つは、独占禁止法というものは行政処分をする法律でございまして、片や刑事処分をする法律で、刑事事件となるわけでございます。したがいまして、証拠価値も違うわけであります。これはもう御承知のように、刑事案件ということになると国民に対して刑罰を科するわけでございますが、厳格な証明とすることで証拠の価値も、例えば伝聞証拠は禁止されているというようなことで、証拠価値、証拠能力の点で行政処分と格段の違いがあるわけであります。そういうことからいって、私



対して現行の九条の二のようない律規制を置く必要がないではなかろうかということでこの廃止をお願いしているわけあります。

ただ、やはりこの一律規制を廃止いたしましても、依然として株式の持ち合いとか、そういうものも残っているわけでございますので、一般集中規制の条文であります第九条の方へ入れていただきということで改正をお願いしているわけあります。前と繰り返すので恐縮でございますが、要するに取引慣行あるいは株式の持ち合い、あるいはそれに基づく取引というものがやはり関連して残っているということが一般集中規制を置いておる理由でございます。

○荒木清寛君 同じことをお答えいただくのかも知れませんが、公正取引委員会は競争政策を強力に推進をする立場でありますから、この規制改革についても、経済社会の変化を踏まえて役割を終えつつある規制は思い切って廃止に踏み込むという基本的なスタンスであろうかと思ひます。

そうした意味では、今回のこの九条の改正についてのいろいろなパブリックコメントといいますか、寄せられたコメントの中には、もうそもそもこうした一般集中規制というやり方ではなくて、いわゆる実質弊害規制といいますか、競争政策を遂行する上で問題があるというふうに判断をされる場合に公取が会社分割、株式処分等を適切に命令していくべきではないかという意見もあつたかと思いますが、そうした見解を取らなかつた理由につきまして改めてお伺いをいたします。

○政府特別補佐人(根來泰周君) これはやはり日本経済の従来型の問題がまだ今、日本経済実態の中に内包しているということであります。したがいまして、今、一般集中規制を取り外すにはもう一つ勇気が要るということをございまして、将来はこれは取り外す方向に行く可能性が大きいと思うでございます。

個別について処理すればいいという御意見も有力でございますが、これについてのまだ法整備ということもまた必要でございますので、それはそ

のときには総合的に考える必要があると、こういうふうに思っております。

○荒木清寛君 次に、そうした意味で、全部この九条の方に持っていくことになりますが、過度に集中すると、このものに当たるのかという基準が非常に今は一層重要なことになっていくと思います。公取は、平成九年に作成をいたしましたこの事業支配が過度に集中することとなる持ち株会社の考え方に関するガイドラインを見直すと承知をしておりますけれども、いつごろ見直されるんでしょうか。

その際には、過度な規制にならないように十分に配慮するということと、やはり企業にとっての予測可能性ということが非常に重要でありますので、解釈の明確化、極力裁量を排除するようなガイドラインにしていただきたいと思いますが、この点についての委員長の御所見をお願いいたします。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 御指摘のように、この法案が法律として成立したときにはガイドラインをもう一度見直しまして、なお更に明確化を図りたいと、こういうふうに考えております。○荒木清寛君 次に、先ほども一部お話をございましたが、この課徴金についての見直しの問題をお尋ねをいたします。

昨年の十月に独占禁止法研究会報告書が出ておりますけれども、その中にも、いわゆるこの課徴金の問題につきまして、独禁法違反に対するの抑止力を一層強化するという観点から、あらゆる違反行為をこの課徴金の対象とするについての検討が適当だということが書いてございます。

具体的には、この購入カルテルや私的独占もその対象として含めることを検討すべきであるといふことでござりますけれども、この点については公取としてはどうした取組を今後されますか。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 現行の課徴金は御承知のように独占禁止法の第七条の二にあります「商品若しくは役務の対価に係るもの」あ

るいは「その対価に影響があるものをしたとき」には課徴金を課すことができる、こういうふうになつておるわけあります。したがいまして、やはりこれが課徴金の対象にはちょっと外れるわけでございますけれども、御指摘の独占禁止法研究会において、やはりこれを課徴金の対象にすべきではないかという御意見をちょうだいしておりますので、これは私どもの方で十分検討したいと思うわけであります。

ただ、問題は、その「対価に係るもの」は課徴金の計算といふのは根拠が明確になるわけでございませんけれども、私の独占の場合にはどういう計算で課徴金を算出するかということについてやや考えあぐねるところがございまして、そういう点も各方面的御意見を聞きまして、そして明確な課徴金の算定方法というのを考えまして、でき得ればそういうところへ課徴金の範囲を広げていければいいなど、こういうふうに考えております。

○荒木清寛君 次に、国際的な案件審査への対応についてお尋ねをいたします。

経済のグローバル化の進展によりまして、国際的カルテルや多国籍企業による合併の件数が増加をしております。こうした中で、日本としても独禁法の効果的な執行のためには外国の競争当局との協力が必要不可欠であります。

この国会にシンガポールとの新時代経済連携協定の批准という案件が上程をされておりまして、日本として初めてのFTAの締結ということになります。これはしかし、このFTAに限らず幅広い分野での連携をすることになつております。その中にいわゆる競争政策についての情報交換等の連携が入つておるわけでございます。同種の二国間協定はアメリカとの間にもありまして、今後はEUと、事実上はもう既に合意をしているといふふうにも承知をしております。したがいまして、の協力の協定を隨時締結をしていく必要があると思いますが、いかがでございましょうか。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 私どもとしては、独占禁止法についてはマルチの条約のようないいかなれるケースがこの事業力支配が過度に集中する、このものに当たるのかという基準が非常に今は一層重要なことになつていて、ななかマルチの対象にはちょっと外れるわけでございますけれども、御指摘の私的独占等については、これは課徴金の対象にはまいりません。そこで、次善の方

法といたしまして二国間協定を推進しておるわけあります。

去年、アメリカ合衆国と二国間協定を締結いたしました。今シンガポールとの問題もございますが、更にEUと協定を結ぶべく現在努力をしております。これも近々、仮調印といふようなスケジュールに上つていくかと思うのでありますけれども、EUの次にも候補国が数国がござりますから、順次お説のように協定を結んでいきたいと、こういうふうに考えております。

○荒木清寛君 次に、入札談合に対する取組についてお尋ねをいたします。

もう既に今年に入つてから官製談合によつて三人の首長が辞職をするというゆきしき事態でござります。今与党三党では政治倫理の確立のための協議会を設けまして、いわゆる公務員が入札談合に関与するということを处罚をする官製談合防止法案についても議論をしておりますし、あるいは入札干渉罪といったものの創設ができるのかということも検討しているわけでございます。

我々は立法府は立法府、与党は与党としてしっかりとやつてしまりますけれども、公正取引委員会としては、こうした談合、官製談合についてどういう方針で取り組んでいくのか、あるいは今後どういう対応策を検討しているのか、委員長の決意をお伺いいたします。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 大変残念なことでありますけれども、発注者と応札者というの対立関係にあって、この両者が談合するというようなことは理屈では考えられない話でございますが、日本の風土と申しますか、発注者が事業者の談合に深くかかわっているという事例がいろいろ

ろあるわけでございます。

ただいま御指摘のものもそうであろうかと思ひますけれども、そういう問題について私どもは、事業者なり事業者団体は独占禁止法の対象ということで対処できるのでありますけれども、発注者については全く手が及ばない、法的には手が及ばないという状況にあるわけであります。そこで、私どもの方は、そういう場合には要請書というものを出して、そして適切な対処を発注者に、お願いというと語弊がありますけれども、要請をしているわけでございます。ただ、これは全く法的な裏付けがなくて、お願いベースでございますので、これを何とかできないだらうかという問題が一つあるわけであります。

これは独占禁止法のうち外にあるものですから、与党と言つて、野党と言つて言葉は悪いながらませんけれども、与党でも野党でもいろいろ御検討いただき、また法案も提出いただいたりでございます。私どもは、その法案の在り方について大変結構なことだと、こういうふうに考へているわけでございます。

ただ、発注者については従来どおり現行法の中で要請して厳正に対処してもらうこととお尋ねをお願いするしかないと、こういうふうに考へているわけであります。

○荒木清寛君 そうした委員長のそうした結構なことだという見解も踏まえまして、精力的に我々は検討してまいりたいと思います。

次に、商店街の衰退への対応についてお尋ねをいたします。

これは自由競争の結果として商店街が衰退しているのであれば、それは受け入れざるを得ない局面もあるのかもしれません、しかし私などもいろいろなディスクワントストアですか大手スーパーのチラシを日曜日などは丹念に見ますが、どう考へてもこれは廉価販売といいますか、損を覚悟で売っているとしか思えないようなものも散見されるわけであります。我々は、そういう情報をいたいた場合にもうすぐに公取の方に

情報提供するというようなことをしておりますけれども、こうした不当廉売についての規制強化については一層意欲を持ってチェックをしていただきます。

○政府特別補佐人(根來泰周君) この問題につきたいと思ひますけれども、何らかのそうした規制強化といいますか、チエック体制の強化についての検討を行つていらっしゃいますでしょうか。

○政府特別補佐人(根來泰周君) は、この参議院でも再々、不当廉売等について御指摘をいただいております。

その問題について我々は独占禁止法という武器を使ってどういう対応ができるかということを常々考へているわけでございますが、不当廉売の一番多いのはやはり酒類が一番多い。それから、最近は少しガソリンも値上がりしましたから余り問題が出てきませんけれども、ガソリンの問題。

それから、ああいう電気製品。それから、昔は牛乳とか、そういうものがあつたようありますけれども、最近は余り牛乳なんか聞きませんけれども、そういう不当廉売についての、何といいますか、商品がやや特定されておりますので、その商品についての不当廉売の考え方といふことをまず明らかにするということから、酒類販売についてのガイドラインを作り、そして昨年にはガソリン販売についてのガイドラインを作り、そしてこのガイドラインにのつとて仕事をしていただきたいことをまずお願いして、そして私どもはそのガイドラインにのつとて厳正に対処していくという方針で臨んでいるところでございます。

○荒木清寛君 公正取引委員会は、規制改革に関するこれまででも積極的に調査・提言を行つておりましても、そういうもろもろの社会政策的な配慮は十分に踏まえた上で公正取引委員会としても提言なりあるいは意見なりを出していくべきである、このように考へておりますが、委員長、いかがでしようか。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 独占禁止法の第一条というのは、公正な競争を通じて事業活動を盛んにして雇用及び国民実所得の水準を高め、経済の民主的健全な发展を促進するということを言つてゐるわけであります。言い換へれば、自由な競争ということが主体であるけれども、その究極とするところはただいま申し上げたところにあるわけでございますが、私どもも仕事をしてい

推進していただくことはもう全面的に支持をいたしますけれども、しかし、その場合においても一定の社会政策的な配慮というのはしていかなければいけないと思います。

この商店街の衰退の問題について言えば、現にそういう地域のコミュニティーというのが成立しなくなっているということがございます。さらに、高齢者社会を迎えて、もう車がなければ買い物に行けないというような社会でいいであろうかと

いうことは十分考へなければいけません。さらに、地球温暖化問題ということが今後は、先般は大綱が決まりたわけでございますし、大きな社会的な要請であります。したがいまして、歩いて行けるところで買い物ができるという、そういうラ

イフスタイルが今後私は見直しが必要となつてくるのではないか、そういうふうに思います。さらには、この商店街の衰退ということが子供たちの職業観にも影響を与えていたと。いわゆる私の住んでいるところなどでもそうありますけれども、八百屋さんとか魚屋さんなどというのはない

も、八百屋さんとか魚屋さんなどというのはないわけであります。したがいまして、歩いて行くところで買い物ができるという、そういうラ

イフスタイルが今後私は見直しが必要となつてくるのではないか、そういうふうに思います。さらには、この商店街の衰退ということが子供たちの職業観にも影響を与えていたと。いわゆる私の住んでいるところなどでもそうありますけれども、八百屋さんとか魚屋さんなどというのはない

も、八百屋さんとか魚屋さんなどというのはないわけであります。したがいまして、歩いて行くところで買い物ができるという、そういうラ

イフスタイルが今後私は見直しが必要となつてくるのではないか、そういうふうに思います。

したがいまして、今後の競争政策の推進に当たりましても、そういうもろもろの社会政策的な配慮は十分に踏まえた上で公正取引委員会としても提言なりあるいは意見なりを出していくべきである、このように考へておりますが、委員長、いかがでしようか。

○政府特別補佐人(根來泰周君) 公正取引委員会による規制改革に係る調査・提言がその職務に属することを法律上明文化する必要」という

提言が単なる調査・提言に終わらないよう、法改正あるいは行政による実施ということに結び付いていくような一つの法整備が必要ではないかと

私も思ひますが、最後に委員長に見解を伺います。

○政府特別補佐人(根來泰周君) この二十一世紀を考える懇談会でお示しのような提言をいたしましたことは、大変有り難いことと考へております。

現在でもいろいろの所管の事項について提言を行つてゐるわけでございますが、これは一昔前は、私どもの競争という話と、片や規制・保護という話と、西と東ほど違つたわけでございますが、今は各省庁とも競争ということを念頭に置いて仕事をしているわけでございますが、私は各省庁とも競争ということを念頭に置いて仕事をしているとともに各省庁の考へてることも大体軌を

走っていますが、なお法的な根拠とすることも必要でございます。これは、私どもの方でも十分検討いたしまして、また法律改正をお願いすることにな

く上で単なる競争至上主義に陥らずに、おっしゃるようなことも常に念頭に置いて適切に対処していくつもりでございます。

なお、社会的規制と競争政策というのは、またこれ一つ大きな問題であります。例えば、最近言われる環境問題とか医療の問題とか、そういう問題についての社会的規制と競争政策をどういうふうに兼ね合いを持つてやるかどうかということについて、大きな問題でございますが、これは広く皆様方の御意見を拝聴して適正に競争政策を運営していくべきないと、こういうふうに考えております。

○荒木清寛君 最後に、そうしたことも含めて、公取の行う政策提言が各省庁において確実に実行されるという法整備が私は必要ではないかと思ひます。

冒頭取り上げましたこの提言書、去年の十一月に懇談会の出しました提言書にも、「公正取引委員会による規制改革に係る調査・提言がその職務に属することを法律上明文化する必要」という

提言が単なる調査・提言に終わらないよう、法改正あるいは行政による実施ということに結び付いていくような一つの法整備が必要ではないかと

私も思ひますが、最後に委員長に見解を伺います。

○政府特別補佐人(根來泰周君) この二十一世紀を考える懇談会でお示しのような提言をいたしましたことは、大変有り難いことと考へております。

現在でもいろいろの所管の事項について提言を行つてゐるわけでございますが、これは一昔前は、私どもの競争という話と、片や規制・保護という

話と、西と東ほど違つたわけでございますが、今は各省庁とも競争ということを念頭に置いて仕事を

しているとともに各省庁の考へてることも大体軌を

走っていますが、なお法的な根拠とすることも必要でございます。これは、私どもの方でも十分検討いたしまして、また法律改正をお願いすることにな

ろうかと思ひます。

ただ、私どもとしては、法的な提言というと  
になるとそれだけの責任があるわけでござります  
から、私どもの実力というか、そういうものを十分  
分付けた上でお願いすることになろうかと思うので  
でございます。

○荒木清寛君 終わります。  
○委員長 保坂三蔵君 午前の質疑はこの程度に  
とどめ、午後一時に再開することとし、休憩をい  
たします。

午後零時八分休憩

○委員長(保坂三蔵君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。まず、委員の異動について御報告を申し上げます。

として広野ただし君が選任されました。

○委員長(保坂三藏君) 休憩前に引き続き、私的

部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○緒方靖夫君 本法案の審議に入る前に、一つお

先日、私は、生活困窮者に對して電気、ガスの

そういうことを事業者に対して大臣からもいろいろ

お尋ねいたしました。

者の方に要請をいたします」と、そう御答弁いたしました。年間、二〇〇七年度、ノミニ

れども、私は大変うれしく思つておりますし、も

第九部 経済産業委員会会議録第十三号 平成

んでおります。

これは、大臣の御指導、そしてまた関係の課の担当者の皆様の大変な大きな御尽力があつたと思思いますけれども、その点で、不況が長引く中でまた生活困窮者が増えるという、そういう中でやはりこの課題というのは非常に大事だというふうに痛感しております。

「それをお尋ねいたします。同時に持たれるべき会社になればということで書かれていることは、「各事業部門及び各戦略拠点毎に雇用形態、労働条件を各自に最も適したもの」、つまり裁量労働制とか年俸制などのことだと思いますけれども、「とすることが可能となる。」このように述べられているんですね。

の争奪条件 不利益変更とか経営譲渡、会社分割事業閉鎖・縮小に伴う整理、解雇などの実施をやりやすくするための事前の準備、そういうことをはかならないということを、はしなくもそういうことまで直接利害を持つ財界の方々が認めていると、そこからいうふうになるんじやありませんか。

○国務大臣(平沼赳氏君) 非常に、先ほども触れたよように、今の世界の経済情勢というのには多国籍化しておりますし、多角化しておりますし、また国内の経済情勢というのも多様化してま

○國務大臣(平沼赳氏君) 先般、二月十九日だつたと思ひますけれども、緒方委員からの御指摘がありました生活困窮者への電気事業者、ガス事業者への対応に関しまして、昨日、当省から事業者に対しまして、市町村等の福祉部局との連携協力を要請する文書を出させていただきました。

大変、そういう意味では、生活困窮の方々お困りでいらっしゃいますので、どうぞこゝは、

的 それは正にこの報告書に書かれている持ち株会社の経済効用にあるのではないか。書かれていたから当然だと思いますけれども、その点について大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(平沼赳氏君) 今、報告書お読みいたしましたけれども、やはりそこに書かれておりますように、やはり今の経済というのはグローバル化し、そして大変國際性が出てきた。そしてまた、いろいろな面で多角化をしてきております。そしてまた、國際化の中で多国籍と、こういう状

多国籍化しておりますし、多角化しておりますし、また国内の経済情勢というのも多様化しております。そして、一方においては厳しいそういう経済環境もある。そういう中で、企業がより効率化を高めて、そして持続をして、そして最終的にはこの日本の経済の活性化につながり、また最終的には雇用の安定、そういうものにつながる、そういう趣旨の効用性を重んじてやったわけでございまして、今、経団連とか日経連のお話をなさいましたけれども、やはりその文脈の中には、こういう今の世界経済の中での多角的だと多国籍で

○緒方靖夫君　ありがとうございます。  
それでは、本来の改正案に関連した質問をさせ  
ていただきます。

ては、それに対応して、そして円滑な経営ができる  
る、そういう効用を考えて作られていると、こう  
いうふうに認識をしております。

○緒方靖夫君 経団連の弓場競争政策委員長、こ  
の方が、朝日新聞の、「これはちょうど当時、これ  
が問題になつた当時ですから、九六年の二月七日付  
けなんですねけれども、そこにこういうふうに書  
かれているんですね。『純粹持ち株会社が認めら  
れんば、子会社』」ことに資金をもって活動する名義

すとか多様化、そういうようなものに企業としては対応をして、そして競争力を高めて安定的な経営をしたいと、そういうことがその言葉の中にちゃんと含まれているのではないかと、このように思います。

そこで、大臣にお尋ねしたいんですけれども、旧通産省の企業法制研究会が九五年一月に出した報告書があります。これがそうなんですねけれども、私、これ読ませていただきまして、なかなかのものだと思いました。大企業の間では、持ち株会社解禁のバイブル、そういう異名が付けられている

で、思い切つたりストラができる」、このようにはつきり述べているわけですね。

また、日経連が昨年五月に発表した「企業組織再編とグループ経営における人事管理」、の中でも、純粹持ち株会社は極めて有効な企業支配の方法である、このように述べながら、事業ごとの収益管理、機動的な組織再編と顧客ニーズに迅速に対応する小回りの利くフラットな組織づくりを可能にする、こう強調しているわけです。

○國務大臣(平沼赳氏君) 効率化という観点で、  
　　この事業を進めていくのかということについて、そ  
　　の理屈をお認めになつたということにすぎないと  
　　思うんですね。

結局は、私自身、今指摘したように、企業側に  
　　とつての持ち株会社化の一一番のメリット、最大の  
　　目的、それが持ち株会社化した後の経営戦略に応  
　　じた簡易、迅速な企業リストラ、そこにあるとい  
　　うことは、これは大臣も否定できないと思うんですね。  
　　その点はいかがですか。

今一生懸命企業が取り組んでいることは事実です。しかし、そのリストラというのも、大企業にしても、やはり被害が最大限出ないような形、そういう一つの前提の中で労働組合とも協調しながら、そして被害が最小限に食い止められるようなそういう手立ての中で、この厳しい経済情勢の中で努力をしている、こういうことでございまして、全体的に見れば、私は企業の経済の活性化につながると。そういう中で、組合とも協調しながら、またその労働者たちの理解も得ながら、あるいは大きな企業ですと下請等がござりますから、そういう中にうまく吸収して最大限被害が出ないように、そういう努力も同時にしております。私は、これはリストラを目的としてできていると、こういうふうには私どもは思つております。

○緒方靖夫君 しかし、実際、企業の側が非常に大きなメリットとしてリストラをしやすくすると

あけすけに述べているという、そこのところは争

えない事実だと思うんですね。

被害を最大限少なくする、そのために行つてい

ることだと、それは一つの理屈かもしません。

あるいは雇用の安定を図る、そのためには企業そのものをつぶさないようにするんだということも一つの、先ほど言われましたけれども、理屈かもし

れませんけれども、私は、その中身を見たときに

非常に重大な問題があると思います。今、失業率

が6%にならんとしている。そして、ほとんどの

方々が6%をもう時間の問題で超えるだろうと。

そういうときに、これ以上失業者を増やして本當

に日本社会全体にとつていいのかという、その問

題が問われていると思うんですね。

いざれにしても、最大の目的、純粹持ち株会社

を目指す

最大の目的

というのは、やはり今

の経営

戦略、これを遂行するための企業再編、リストラ

にある。このことは、この旧通産省の出した文書

からも、あるいは実際にそれに従つて進めている

財界の言明からもその点は争えない事実だと思います。

そもそも純粹持ち株会社は、株主資本利益率、ROEといいますけれども、これを最大化することに存在意義を持つて、また利益の源泉を専ら子会社からの受取配当、そのお金に依存する、そこにあるわけで、子会社に対しても高い投資リターンを求める、そういうことにならざるを得ないわけですね。それは結局、子会社のスリム化や人件費を含むコスト削減を過酷に追求することになる。これが大臣、実態がこのことを正に示しているんじゃありませんか。

○国務大臣(平沼赳氏) 今の現下の景況というのは非常に厳しいわけでございまして、ある一面の現象面をとらえると御指摘のようなそういう御指摘もあるかと思ひますけれども、あくまでも、今バイブルとおっしゃいましたけれども、こうい

う新しい一つの純粹持ち株会社を作る、こういう理念は、繰り返しになりますけれども、いわゆるグローバル化したこの非常に競争の激しい世界経済の中であつて、そしてその中で企業が生き残りを懸けてそして効率を高めていくと、ここが私は趣旨だと思っておりまして、御指摘の点は現象としては今出ているかもしれない効率を高めて競争力を高める、こういうことだと思っております。

○國務大臣(平沼赳氏) 今の現下の経済情勢とくに、今の大臣おっしゃられたことは重大な点を欠落させてしまうという危険があるのでないかと思います。

○緒方靖夫君 大臣、ただいま一面はそうだと、あるいは現象としてはそういうこともあるというふうにおつしやられました。私は、これもう既に、五年前のものですけれども、この報告書を見ても、やはり非常に今進んでいることが予見されています。

この報告書の中に、こういうくだりがあります。純粹持ち株会社たる親会社は、利益の源泉を受取配当金に依存することになつて、ROE等の客観的指標に基づき子会社に対しより高い投資リターンを求めることがあるから、各子会社の経営効率化を強く促進し、グループ全体としての効率向上につながる、こう書かれているわけですね。

したがつて、純粹持ち株会社化は、昨年の日経新聞十二月七日付けに指摘されているわけですけれども、子会社の事業の統合や切捨て、企業再編を行い、固定的な人件費を変動費に変えていく、つまり裁量労働制とか、そういうふうに変えていく戦略転換が不可欠だと。そういう下でやはり今進んでいるわけであつて、ですから私は、この事態を一時的なものとかあるいは一局面だとあるのは部分だと、そういうふうに見てしまったが、今労働界に起こっている、あるいは労働者

を取り巻く大きな環境の異変の中で重大なことが起るだろうし、今までは。そしてまた同時に、今の大臣おっしゃられたことは重大な点を欠落させてしまうという危険があるのでないかと思います。

○國務大臣(平沼赳氏) 今の現下の経済情勢とくに、今の大臣おっしゃられたことは重大な点を欠落させてしまうという危険があるのでないかと思います。

○緒方靖夫君 大臣、その点は、私は実例を見るのが一番早いと思うんですね。

電機分野で見ますと、この間、多くの大企業が連結納税制度の導入を待つて全面的に持ち株会社化しようとしております。I.T.不況での経営責任を棚上げにしたまま、合計すると十七万人に上るリストラを計画しております。

例えば、富士通では、家電事業の分社化、将来の持ち株会社化を視野に一万六千四百人の人員削減、そして四千七百人の配置転換を発表して、更に長期休業制度を作つて賃金の大引き下げを計画しております。御存じだと思います。

松下電器。松下通信工業などの系列五社を完全子会社化して、本社主導の重複事業の統合、事業の縮小・撤退など、経営資源の再配分の迅速にできる体制づくりを計画中で、一万人を超える早期退職を求めております、あの松下で。

ソニーでも、持ち株会社化に備え、本社管理業務を分離して、ヨーロッパ、アメリカ、東南アジア、中国に生産統括組織を新設して、海外生産の再編、工場を統廃合するという、そういう計画なわけですね。

このように、持ち株会社化とその設立を機会に、以前とは質的にも量的にも異なる大規模なリストラが計画されているわけです。

私は、高い技能とまた熱意を持った労働者、技術者をリストラするということは、やはり私は企業の未来、これをなくしていくことにもなつてい

く、そういうふうに思うわけです。

○國務大臣(平沼赳氏君) 今、特に電機分野でのそれぞれの会社の計画をお示しになられました。確かに、御指摘のよう、日本は物づくりの国でありますから、そういう中で培つた一つの技術力、そういうものが分散をする、そういうことはある面では現実の問題としては私は言えると思ひます。

しかし、そういう中でも、やはりしっかりと生き残りを懸けて、そして本体がもうすべて鳥有に帰すというようなことになると、これは元も子もないことになります。そういう中で、早期退職勧奨制度にしても、やはりそれなりに納得のいくイ

ンセンティブを与えるとか、あるいはやはり労働組合の皆さん方と一生懸命真剣に話し合つて、そして労使が納得をしてそういう体制を作つてい

く。ですから、本当に厳しい経済情勢の中で、ある意味では御指摘のそういう培われた産業技術力と念なことでござりますけれども、私どもとしてはそういう中で必死にやつていると。ですから、そういうことはその側面として冷静にとらえていかなければならぬと、私はそういうふうに思ひます。

○緒方靖夫君 厚生労働省に伺いたいと思います。純粹持株会社の場合、その機能は子会社や企業グループの事業活動の管理機能に特化されるので、それを通じて子会社の労働条件や雇用を決定する機能が強化されます。持株会社の下で事業部門が子会社化されると、労働者は子会社に属することになつて形式上の使用者は子会社とされるので、企業グループに属する多数の労働者の労働条件は持株会社、つまり親会社によって実質的に決定される事態が生まれるのじゃありませんか。

○政府参考人(鈴木直和君) 今の御質問、これは持ち株会社と子会社の関係で、その持ち株会社自

体が実質的に労働問題についても支配的な関係を有するんではないかという御指摘だらうと思います。

この問題については、従来から判例もありまして、例えば、一般的には、基本は労働契約の当事者である雇用主、これが使用者でございます。た

だ、形式的には、雇用主の地位にない場合であつても、労働者の労働条件について雇用主と同一視される程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合、これについては親会社といいますか持ち株会社、そういうたどころが使用者となり得るというふうに判例ではなつております。

○緒方靖夫君 先ほども指摘したように、持ち株会社化されると、事業活動を担う子会社に属する労働者にとっては大きく言つて二つの問題が起こります。一つは、子会社ごとの労働条件、処遇の格差の拡大、二つ目に、経営譲渡、会社分割や事業閉鎖に伴う整理解雇という問題が起ります。

厚生労働省では、こうした持ち株会社における労使関係の実態をどのように把握されていますか。

○政府参考人(鈴木直和君) 持ち株会社における労使関係の実態と、この段階では、今までの法解釈で対応することが適当だということでございました。その後、二年強経過をしております。

それから、持ち株会社が増えてきてるという実態もござります。そういう実態を踏まえて、今度、そういう持株会社における労使関係の実態、具体的に言いますと、子会社における労使関係の実態それから持ち株会社の関与の度合い、

そういうものについて具体的に今年度把握をして、その把握した実態を分析しながら今後の対応を考えていきたいというふうに思つております。

○緒方靖夫君 今年度そういう調査を行つてお

ことなんんで、やらないよりはいいわけですけれども、これはやっぱり、この間非常に持ち株会社が急速に進んで、大きな問題が既に進行しているわけで、私はこれは非常に大事だと思います。

例えば、こういう事例があるわけですね。在日外銀行のコンチネンタル銀行東京支店、こういうのがありました。九〇年九月に希望退職に応じなかつたことを理由に従業員組合五人の組合員が解雇された。この撤回を求める争議中に同銀行はアメリカ銀行に吸収されて、業務はアメリカ銀行に引き継がれた。争議の引継ぎは拒否されました。合併が銀行持ち株会社同士で行われて労使

関係の当事者責任があいまいにされた。

また、本会議質問でも私ただしましてけれども、どちらの団交権を保障する労働組合法の改正は必要ない、改正するぐらいなら持ち株会社の解禁も必要がないくらいだ、そう述べているわけですね。

日経連の幹部は、私たちの党のしんぶん赤旗七年四月二十三日付けで、親会社である持ち株会社との団交権を保障する労働組合法の改正は必要ない、改正するぐらいなら持ち株会社の解禁も必要がないくらいだ、そう述べているわけですね。

この言葉の中に、純粹持株会社化のメリット、企業にとってのメリット、これがはかなくも語られていると思います。このことから、政府として純粹持株会社解禁に伴う労働者の不利益を是正する措置を講じないと、これは大企業の純粹持株会社をてこにした法的責任を逃れる無責任な態度を助長することにならざるを得ない、そう思ふんですけれども、その点いかがですか。

○政府参考人(鈴木直和君) 先ほども判例のお話を申し上げました。持ち株会社に使用者性があるかどうか、それは具体的に個々の事例に従つてその実態を把握しないとこれは判断できない問題でございます。そういう意味で、今でも判例、法令に従つて対応がされているというふうに考えておられます。ですから、これ一律にどうかということになりますと、なかなか難しい問題があるというふうに考えております。

○政府参考人(鈴木直和君) 先ほど申し上げましたように、今年度そいつた実態の把握に努めていきたいと考えておりますので、御指摘を踏まえ、その対策を打つという答弁をいただいたと思つておきます。これしっかりとやつていただくことが、私は今本当に数多くの問題が、新しい種類の、質的にも量的にも新しい問題に出会つています。

今、厚生労働省の方から、この問題について、

いと思います。

さて、労使関係懇談会の中間報告の中では、純粹持株会社との団体交渉権の立法化を当面見送った上で、その団体権の有無は労働委員会や裁判所の実務の判断にゆだねることとされました。

これがいかに重大な問題になるかということはつきりしていると思うんですね。

日経連の幹部は、私たちの党のしんぶん赤旗

七年四月二十三日付けで、親会社である持ち株会社との団交権を保障する労働組合法の改正は必要ない、改正するぐらいなら持ち株会社の解禁も必要がないくらいだ、そう述べているわけですね。

この言葉の中に、純粹持株会社化のメリット、企業にとってのメリット、これがはかなくも語られていると思います。このことから、政府として純粹持株会社解禁に伴う労働者の不利益を是正する措置を講じないと、これは大企業の純粹持株会社をてこにした法的責任を逃れる無責任な態度を助長することにならざるを得ない、そう思ふんですけれども、その点いかがですか。

○政府参考人(鈴木直和君) 先ほども判例のお話を申し上げました。持ち株会社に使用者性があるかどうか、それは具体的に個々の事例に従つてその実態を把握しないとこれは判断できない問題でございます。そういう意味で、今でも判例、法令に従つて対応がされているというふうに考えておられます。ですから、これ一律にどうかということになりますと、なかなか難しい問題があるというふうに考えております。

○政府参考人(鈴木直和君) 難しい問題があるということではやはり困るわけで、私はこの問題、先ほど言いましたけれども、やはり新しい局面で、日本を取り巻く環境も大きく変わつてゐる。その中で新しい問題が生まれてゐる。そしてまたリストラ、逆に言えば解雇、この問題というのはやはり非常に量的にも質的にも大きな問題になつてゐると思いま

把握が遅れている、その把握に努めたい、調査をしたいなどというそういう答弁がありました。

最後に、大臣にお伺いしたいんですけども、  
野ただしで

大君 終わります。  
たし君 自由党・無所属の会、国連の広  
くす。

利便の向上を図っていく、極めて大事だと思っておりますので、事態の推移に応じて適切に対応していきたい、こう思っています。

しますか、ある意味で守られてやっている業界というのだが、意外と海外に出ていくと弱いと。そういうものをどんどんどんどん自由化していくのが自

大臣は先ほどから、結局、本体が崩れたら元も子もなくなるということを言わされました。それは一事実でありますけれども、しかし、本体を強固にしながら、そして高い能力を持つ、技術を持つ

独禁政策は今や、やはり経済政策の本当に中心  
ということだと思います。フリー、フエア、オーブン、  
自由で公正な、また外にも開かれた競争を  
通じて、マーケットを通じて、またそのことが國民  
のあるいは消費者の利益になるということで、

○広野: ただし君の委員会でも、例えば沖縄開拓問題等を議論もしたわけでありますけれども、沖縄開拓の観光開発のためには、何といっても海外へ行つた方が航空運賃が安いということでは、みんな沖縄へ行くんじやなくて毎外へ行く、こう

動車ですが、エレクトロニクス関係は、何の業法もないけれども厳しい競争の中で強靭な体質を作つていつたと、こういうことだと思いますので、やはり聖域なき競争政策といいますか、そういうものは、これもフェアでないといひませんけれど

と、これをを目指していくことが私は政治の道だと思うんですね。ですから、そういう立場に立つて、調査をするという話がありましたが、やはり政府として今の新しい事態の実態把握経済政策の正に中心に置かれるべきものだと。経済法の正に独禁法は憲法と言つていい、そういう思いで、今日午前中からいろいろと御議論がございましたが、そういう思いでございます。

うようなことになるわけです。そういう中で更に寡占化が進むということになつたときに、沖縄だけではありません、各地域において、やはり今工アラインというのは正に二十一世紀の足であります。そういうところでそういう寡占体制ができるも、本当に本当にどの分野でも大事なことだと、こう思つておるわけでございます。  
そして、そういう中で、言わば資格団体といいまますか、資格試験でやつております資格団体のいろんな慣行がございます。その資格団体、言わば

ちつと生き延びる、そして繁栄していく、そしてまた労働者にとっても、しっかりと自分の生活の糧を作っていく、そういうことを求めていくことがこそが求められていると思いますけれども、最後 JAL、JASの合併問題について公取さんの考

くると、今まで同調的な値上げの問題とかいろいろとあつたわけでありまして、本当に大丈夫なんだろうかと私は思うわけであります。——  
公取委員長の改めての見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(平沼赳氏君) 御指摘になられました  
ように、企業の組織変更に伴いまして労働者の移  
転でござりますとか、あるいは事業の縮小により  
まして離職者の方もおられる、は因連中止を幾つづ  
合併、事業統合を行いますと、国内旅客の六〇%  
を占める三十二路線でやはり独占あるいは複占と  
いいますが、一社体制あるいは寡占体制というこ  
こになると、それが自ら競争をなす主动に田舎

○政府特別補佐人(根來泰周君) 先ほどお答えいたしましたように、事前相談がございまして、これは結局、独占禁止法の第十条に当たるかどうかということでございますが、私どもの方は三月十

五日に両社に対しまして事前相談の結果を通報しました。かつ一般的に公表したところでございまして、かくやる蓋然性が非常に強いということでその結果を公表いたします。おつしやる様に、私どものその時点の判断いたしましては、やはり競争制限的なことにならぬよううかとと思っております。

最近、特にいろんな分野で、士の分野で法人化が認められるようになります。そういう中で、税理士さんの団体でござりますけれども、こうい

府としてもやはり適切な措置を講じていかなければいけない。これまでも、企業組織の変更に伴う労働者の保護については、会社分割に伴う労働契約承継法、こういったことにより所要の措置は講じてきているところでございますけれども、仮に労働者が取れるのか、特にアメリカはオーバン・スカイ・ボリシーといいますか、そういうようなことでやつてきたわけで、そういう点、どのようなお考えであるのか、お伺いしたいと思います。

表したわけでございます。  
繰り返しになりますが、この問題点の提起を受  
けまして、当事者会社は取るべき道は三つあるわ  
けでございますが、先ほど申しましたように、一  
つは、私たちの問題提起にこたえまして、いろい  
うところで、それぞれ入れば切磋琢磨をして情報  
交換するというところも一面はありますけれど  
も、また報酬を決めたり、これはある意味では、  
ほかの事業者団体でいいますとカルテル的な行為  
になるわけでありまして、そういう点、財務副大

用者の便の向上を図っていく、このことは極めて重要なことという観点に立ちまして、委員御承知のとおり、羽田空港及び伊丹空港増枠の際には新規航空会社枠を設けて今日に至っているわけであ

臣 いかがでござりますか。  
○副大臣(尾辻秀久君) 税理士会についてお答えいたします。  
法を提示しておりますので、そういう問題を踏まえまして、ただいま御議論の点が解決されてゐるかどうかを慎重に検討して近く回答を出すつもりでおります。  
御指摘、三點あつたかと思います。  
まず、報酬規制でございますが、これは既に廢止ござります。

きやいかぬ、こういうふうに思つております。

この廃棄物処理や、日本の中でも今まで説明無  
団方式といいますか、業法があつて、官主導とい

止してございます

廃止に向けて必要な見直し作業を行つておるとこ  
ろでございます。

「う」となると思ひます。

についてもまた対処してまいりたいと、こう思つております。

○大臣政務官（菅義偉君） 委員がおつしやられま  
います。

あと、強制入会制でござりますけれども、これは、もし廃止をされた場合考えますと、税理士の皆さん、約六万五千人おられるわけですが、

これらの皆さんに対する指導、連絡及び監督に関する事務を今度は行政庁が行うことになります。そうなりました場合、行政事務の簡素合理化に反するほか、税理士業務の適正な運営の確保を効果

的に行なうことが困難となるおそれがございます。また、この強制入会制は、他の資格制度、先生いろいろお述べになりましたけれども、そういった

他の資格制度でも採用されておりまして、その制度には合理性があると認められていることを御理解願いたいと存じます。

○広野ただし君 法的にはそういうふうになつておるわけですが、ある意味で自由な競争、そういう

法務省さんに、弁護士さんあるいは司法書士さ  
くことかまたある意味で強制的な税理士会を作つて  
いくんだと、全体的な という観点もあるわけで、そ  
れに聖域なきそういう競争政策といいますか、そ  
ういう観点も非常に大事なんではなかろうかと  
思つております。

ん、土地家屋調査士さんの団体について、いかがでござりますか。

士、司法書士、土地家屋調査士についての御指摘の  
ような規制についてでございますが、規制改革

推進三か年計画等を踏まえまして見直しを検討しております。既に一部措置をしております。

既に自由化をされております。  
報酬規定につきましては、司法書士及び土地家  
屋調査士につきましては、今国会で司法書士法、

土地家屋調査士法の一部改正法が成立をいたしましたとして、会則記載事項から削除をするということになりました。弁護士の報酬規定につきましても、現在、司法制度改革の一環として弁護士法の改正を検討しておりますので、その中で措置をすると

第九部 経済産業委員会会議録第十三号 平成十四年四月二十五日

省から離して、内閣府の中で国民の健康と食の安全に対する問題を総合的、有機的に行うということがどうかと思つておりますが、農水省さんと厚生労働省さんに伺いたいと思います。

○副大臣(野間赳君) 食の安全に関する新たな行政機関につきましては、BSE問題に関する調査検討委員会の報告を受けまして、政府といたしましては、食品安全行政に関する関係閣僚会議におきまして、六月を目途といたしまして、具体的対処の方針を取りまとめを行うべく、現在、検討を始めておるところであります。

その検討に当たりましては、報告書で提言をされました消費者の健康保護を最優先とするごと、リスク分析手法を導入することを基本的な考え方とした上で、リスク評価機能を中心といたしまして、今、先生がおっしゃいました独立性、貫性を持つて各省庁との連絡調整を有する組織とすること等の論点を踏まえ、具体的に検討を進めておるところでございます。

○副大臣(宮路和明君) 食品の安全に関する新たな行政組織の問題につきましては、今、野間農水副大臣からもお話をありましたような方向で鋭意検討するということで、先般、食品安全行政に関する関係閣僚会議も設置されまして、そこを中心としてこの問題に鋭意取り組んでいくということになつてゐるところでございますので、私ども厚生労働省としても、当然、そうした場におきまして、関係省庁としっかりと連携を取りながら、食の安全における一層の行政体制の確立に向けて取り組む努力をしてまいりたいと思つております。なお、医薬品行政につきまして、FDAのお話があつたわけですが、我が国におきましては、医療と医薬品というのは、これは切つても切れない関係にあるわけでありますので、今の段階で医療行政を担当しております厚生労働省とまた別の組織として医薬品の問題を取り扱うということは、一元的に医薬品と医療というのは表裏一体のものとして処理していくことがいいんではないかなというふうに、そのように私どもは考え

ておるところであります。

○広野ただし君 残りの質問は後日やらせていただきます。

○委員長(保坂三蔵君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後一時五十五分散会



平成十四年五月七日印刷

平成十四年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F